

茨城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号、以下「PCB特措法」という。）に基づき、茨城県知事が行う高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度PCB廃棄物」）等の処理に係る不利益処分等（以下「行政処分」という。）の基準と事務手続を明確にすることにより、その適正処理を推進するとともに、行政処分の公正を保ち、その透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、PCB特措法に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 高濃度PCB廃棄物等 PCB特措法第2条第2項に規定する廃棄物及び同法第18条第3項又は第20条第2項の規定により、廃棄物とみなされるもの
- (2) 所有者 茨城県内（中核市を除く。）において、PCB特措法第2条第5項で規定する保管事業者及び同条第6項で規定する所有事業者
- (3) 処理施設 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設

(行政処分の種類)

第3条 この要綱における行政処分の種類及び意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 改善命令 PCB特措法第12条に規定され、高濃度PCB廃棄物等の所有者に対し、期限を定めて当該高濃度PCB廃棄物等の処分その他必要な措置を講ずべきことを命令すること。
- (2) 代執行 前号の場合において、高濃度PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、PCB特措法第13条第1項各号のいずれかの規定に該当すると認められるとき、知事が自らその処分等措置の全部又は一部を講ずること。

(行政処分の基準)

第4条 改善命令及び代執行の基準は、別表のとおりとする。

(改善命令)

第5条 県民センター長は、所有者が別表の処分の要件1又は2に該当する場合には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第18条各号に規定する事項を記載した改善命令書を所有者に発出する。

- 2 前項の場合において、県民センター長は、改善命令書及び関係書類の写しを廃棄物規制課長に送付するものとする。
- 3 県民センター長は、改善命令の発出後、所有者が行う改善措置の実施状況について、適時、詳細に把握しなければならない。なお、履行期限までに措置が完了しないと認められるときは、速やかに廃棄物規制課長に報告しなければならない。
- 4 廃棄物規制課長は、県民センター長から前項による報告があった場合、PCB特措法第13条による代執行の可否を検討の上、その準備を開始する。併せて、所有者の改善命令違反に係る刑事告発の実施について、県民センター長と協議するものとする。

(弁明の機会の付与)

第6条 県民センター長は、改善命令を行う際は、原則として、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与することとし、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、弁明書の提出期限の14日前の日までに、行政手続法第30条に規定する書面を通知する。

- 2 前項の手続は、この要綱の規定によるほか、行政手続法に定めるところにより行う。

(代執行)

第7条 知事は、別表右欄3、4、5又は6の項に該当する場合、PCB特措法第13条第1項に規定する代執行を実施することができる。この場合において、5の項に該当する場合には、相当の期限を定めて高濃度PCB廃棄物等の処分その他必要な措置（以下「処分等措置」という。）を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは知事が当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用を徴収することがある旨をあらかじめ、公告する。

- 2 代執行に要した費用については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用して所有者から徴収する。

(行政処分の公表)

第8条 廃棄物規制課長及び県民センター長は、本要綱に係る行政処分を行ったときは、速やかにその

事実を公表する。

(雑則)

第9条 本要綱の実施に際して、手続等の細目については「茨城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分実施要領」によるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 行政処分の基準（第4条関係）

処分の要件	処分の内容
<p>1 違反に係る高濃度PCB廃棄物等の種類が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）別表左欄一の項に規定するもの場合 （例えば、1台当たり3kg以上の変圧器類・コンデンサー類、PCB油（試薬やサンプル油等少量のものを除く。）及びPCBが付着した金属製の保管容器等）</p>	改善命令 高濃度PCB廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことの命令
<p>① 令和4年3月31日までに、高濃度PCB廃棄物等を自ら処分し、又は処分を処理施設に委託しなかったとき。ただし、第10条第3項に該当する場合を除く。</p> <p>② PCB特措法第10条第3項の規定に基づき、令和5年3月31日までに高濃度PCB廃棄物等を自ら処分し、又は処理施設に委託しなかったとき。</p>	
<p>2 違反に係る高濃度PCB廃棄物等の種類が、前項に掲げるもの以外の場合 （例えば、照明器具の安定器類、1台当たり3kg未満の小型電気機器、ウエス、汚泥、その他の汚染物、PCB油が付着した樹脂製の保管容器等）</p>	代執行
<p>① 令和5年3月31日までに、高濃度PCB廃棄物等を自ら処分し、又は処分を処理施設に委託しなかったとき。</p> <p>② PCB特措法第10条第3項の規定に基づき、令和6年3月31日までに高濃度PCB廃棄物等を自ら処分し、又は処理施設に委託しなかったとき。</p>	
<p>3 改善命令に係る処分等措置を講じないとき 例えば、改善命令を受けた所有者から、改善命令に示した期限までに、処理施設との処分委託契約書の写しの提出がないとき等。</p>	代執行
<p>4 改善命令に係る処分を講ずる見込みがないとき 例えば、改善命令を受けた所有者が、改善命令に示した措置を講じないとする意思を明確に表示しているときや、措置を講ずることが困難な特別な事情があるときなど、改善命令に示した期限までに、措置が講じられないことが客観的に明らかなきとき等。</p>	
<p>5 過失がなく処分等措置を命ずべきものを確知することができないとき 例えば、保管事業者の破産、死去、相続等に起因して、通常必要とされる行政調査等によっても、PCB廃棄物を期限内に処理する法的な義務を有する所有者を知ることができないとき等。</p>	
<p>6 処分等措置を講ずるいとまがないとき 例えば、県が高濃度PCB廃棄物等の存在を確知した日が、計画的処理完了期限の90日前以降の日である場合など、所有者の明確化、改善命令の発出に必要な手続、命令の履行等に要する標準的な期間が確保できない特別な事情がある場合</p>	

茨城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分実施要領

(目的)

第1条 この要領は、茨城県ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の適正処理に係る行政処分要綱（以下「処分要綱」という。）の実施に際して、事務手続等の必要な細目について定めることを目的とする。

(報告徴収、立入検査等)

第2条 PCB特措法に基づく改善命令又は代執行を行うに当たっては、必要に応じて、あらかじめ、PCB特措法に基づく改善命令又は代執行の対象となるか否かについて明確化するため、所有者又はPCB廃棄物の疑いのある物を所有する者その他の関係者に対し、PCB廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めるとともに、県職員が事務所、事業場及びその他の場所に立ち入り、帳簿書類及びその他の物件の検査を実施し、必要な限度においてPCB廃棄物（疑いのある物を含む。）を無償で収去することができる。

2 立入検査等をする県職員は、立入検査等に際し、身分及び根拠法規を示した立入検査証を携帯し、かつ、関係者に提示する。

3 報告徴収又は立入検査等を行う場合には、報告拒否、虚偽報告、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避による違反行為を行った場合には刑罰が科され得ることを明示し、実際に違反行為がなされた場合には、捜査機関と協議の上、厳正に対処する。

(報告徴収、立入検査等の対象)

第3条 前条第1項に規定する「PCB廃棄物の疑いのある物」とは以下のとおりとする。

(1) 昭和28年から昭和47年までに製造された変圧器及びコンデンサー

(2) 昭和32年から昭和47年までに製造された照明器具の安定器

(3) その他、PCB廃棄物掘り起こし調査マニュアルに沿って実施した所有者調査等によりPCB廃棄物又はPCB使用製品である蓋然性が高いと判断されたもの。

(報告徴収、立入検査の内容)

第4条 報告徴収、立入検査は、次に掲げる事項に基づき実施する。

(1) 保管されている事業場への立入検査によって、確実に高濃度PCB廃棄物が保管されていることを確認し、立入検査の目的を達成するために必要な限度で対象となる廃棄物の保管の状況を撮影する。

(2) 立入検査の際には、高濃度PCB廃棄物の保管等に関し、帳簿書類及びその他物件を検査する。

(3) 保管事業者等に対する指導又は助言の経緯については、電話や対面により口頭で行ったものを含め、記録簿等に記録する。

(改善命令の発出)

第5条 改善命令の発出は、次に掲げる事項に基づき実施する。

(1) 改善命令書は別紙様式第1号により行うものとする。

(2) 報告徴収、立入検査を実施した結果を踏まえ、履行期限を命令日より起算して30日以内の期間に定める日をもって指定する。

(3) 改善命令の対象となる所有者が中小企業等の軽減制度の対象となる場合には、その申請から決定までに要する期間を考慮して、履行期限を命令日より起算して60日以内の期間に定める日をもって指定する。

(4) 改善命令書の送達は、法人の代表者に対して配達証明をもって行うのを原則とするが、法人が破産宣告を受けている場合には破産管財人に、清算中の場合には清算人に対して送付する。また、受領を拒否した場合には、送達すべき場所の郵便受箱等に命令書を置いて送達することができる。なお、この場合には複数の職員でこれを実施し、送達された様子を写真撮影するなどにより記録作成しておく。

(改善命令の履行の確認)

第6条 改善命令の履行の確認は、報告徴収又は立入検査等により、委託契約書の書面等を確認することにより行う。

(弁明の機会の付与)

第7条 弁明の機会の付与は、別紙様式第2号により行うものとする。

(代執行)

第8条 処分要綱第7条第1項に規定する公告は、県公報への掲載、又は改善命令の履行期限と同程度の履行期限を命令日より起算して30日以内の期間に定める日をもって公報用の掲示板に掲示すること若しくは代執行を実施する場所に掲示板を立てて掲示を行うことのいずれかにより実施する。

2 公告の期間は、30日間を原則とするが、計画的処理完了期限までに残された期日及び必要な手続きに応じて設定する。

(公表の方法)

第9条 処分要綱第8条の規定により公表を行う場合は、次の方法により行うこととする。

- (1) 報道機関への資料提供
- (2) 茨城県ホームページへの掲載。ただし、ホームページへの掲載期間は掲載日より5年以内とする。

(公表の時期)

第10条 公表は行政処分を行った後、概ね1週間以内に行うものとする。ただし、処分要綱第8条に規定する行政処分であって、当該行政処分の名あて人が当該行政処分を履行しない場合の公表については、この限りではない。

(公表の内容)

第11条 公表の内容は、事業者名（代表者名を含む。）、住所、処分年月日、行政処分の内容及び行政処分を行った理由とする。ただし、ホームページに掲載する場合にあつては、内容を適宜、簡略化することはできる。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

〇〇指令第 号
令和 年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称

〇〇センター長

改善命令書

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により、下記のとおり処分等措置を講ずることを命令する。
なお、この命令に違反した場合には、法第33条第1項の規定により罰せられることがある。

記

- 1 講ずべき処分等措置の内容
- 2 命令の履行期限
- 3 命令を行う理由
- 4 措置を講じないとき

(教示)

この処分について不服があるときは、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができる。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県に対してすることができる。ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、審査請求をすることができない。

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告（訴訟においては茨城県知事が茨城県の代表者となる。）として提起することができる。ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、上記1の審査請求を行った場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の取消しの訴えを提起することができない。

担当
電話番号

(表)

第 号

弁 明 通 知 書

年 月 日

殿

〇〇 センター長

あなたに対する次の事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を次のとおり行いますので通知します。

記

弁 明 の 件 名	
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容	
根 拠 と な る 条 例 等 の 条 項	
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日まで
備 考	

弁明の機会の付与に際しての留意事項は裏面のとおりで。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 口頭による弁明の機会の付与は行いません。
- 2 弁明書のあて先は、〇〇センター長としてください。
- 3 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 4 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 5 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した書類を〇〇センター長に提出してください。